

昭和30年法律第144号附則第11項の規定による弔慰金裁定

証明書

公務員 ( 氏 名 )

扶助料請求者 (弔慰金受給者)

公務員との続柄

( 氏 名 )

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和30年法律第144号）附則第11項の規定による弔慰金を給すべきものと決定して（裁定通知書記号）第 号（ 年 月 日付け）の弔慰金裁定通知書を交付したことを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣 印